

# 訪問看護契約書

社会医療法人福西会  
ふれあい訪問看護ステーション

# 訪問看護契約書

\_\_\_\_様(以下「利用者」とします)とふれあい訪問看護ステーション(以下「事業者」とします)は、介護保険に規定される訪問看護及び介護予防訪問看護、ならびに医療保険に規定される指定訪問看護サービス、保険外の自費サービス(以下「訪問看護サービス」とします)の利用について次のとおり契約します。

## (契約の目的)

### 第1条

1. 事業者は、関係法令及びこの契約書に従い、利用者が居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

## (契約期間)

### 第2条

1. この契約期間は、契約締結日令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から利用者の終了の意思表示がされるまでの期間とします。ただし、第7条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。  
なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動更新します。

## (訪問看護の内容)

### 第3条

1. 事業者は、主治医の指示、居宅サービス計画書、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、訪問看護計画書を作成し、訪問看護サービスを提供します。訪問看護の実施にあたってご利用者の状況に変化があった場合、必要に応じて訪問看護計画の変更を行い、これを利用者及びその家族に説明します。
2. サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。  
事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。
3. 看護職員等は、ご利用者の居宅を訪問し、医師の指示に基づき行なう医療処置や医療機器の管理、療養上の世話、生活行為向上の観点に立った作業療法や理学療法を行います。

## (訪問看護記録と開示)

### 第4条

1. 事業者は利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を行い、訪問看護の利用が終了した日から5年間保存し、利用者及びその家族等の求めに応じて、閲覧、または実費負担によりその写しを交付します。

## (訪問看護の利用料)

### 第5条

1. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明の記載に定める料金を支払います。
2. 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
3. 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料に変更が生じた場合は、利用者に事前に説明し、同意を得ます。利用者がこの変更に参加することができない場合には、本契約を解約することができます。
4. 事業者は、介護保険法等の法の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、あらかじめその利用料について説明し同意を得ます。

## (利用料の滞納)

### 第6条

1. 利用者が正当な理由無く利用料を2ヶ月以上滞納した場合には事業者は督促し、なお支払いがない時は、連帯保証人をその代理として請求します。
2. 1の後、更に正当な理由無く利用料を1ヶ月以上滞納した場合には事業者は督促し、なお支払いがない時は契約を破棄します。
3. 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど利用者の健康や生命に支障がないよう必要な支援を行います。

## (契約の終了)

### 第7条

1. 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の解除ができます。
2. 事業者は利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしななどの理由で契約の目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

例) 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシャルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になった場合。

※事業者が契約を解除する場合は、主治の医師、居宅介護支援事業者及び保険者である市に連絡を行い、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を講じる。

3. その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
  - 利用者が死亡した場合
  - 利用者が入院・入所または転出後、3ヶ月経過した場合
  - 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
  - 事業者が正当な理由無く適切なサービスを提供しない場合
  - 事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
  - その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

## (賠償責任)

### 第8条

1. 事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

## (秘密保持)

### 第9条

1. 事業者は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めることとします。
2. 事業者は、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
3. 事業者は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。
4. 第1項の規定にもかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

## (身分証携行義務)

### 第10条

1. 職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者やその家族から提示を求められた時は身分証を提示します。

## (苦情対応)

### 第11条

1. 事業者は利用者またはその家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
2. 事業者は利用者またはその家族が苦情申立機関に苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。
3. 利用者または家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明に記載された相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

## (連携)

### 第12条

1. 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
2. 事業者は、当該契約の変更または終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員などに連絡します。

## (重要事項説明)

### 第13条

#### 1. 事業所の内容

訪問看護事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ふれあい訪問看護ステーション
所在地	〒814-0171 福岡市早良区野芥1丁目2-36 (福西会病院敷地内)
連絡先	TEL (092) 864-9228 FAX (092) 865-2440
介護保険指定番号	4061190007
サービスを提供する地域	早良区、城南区、西区、その他相談に応じます

#### 2. ステーションの職員体制

	資 格	勤務体制	人数
管理者	看護師	常勤	1名
看護職員	看護師	常勤	名
	〃	非常勤	名
リハビリ職員	准看護師	常勤	名
	理学療法士	常勤	名
	作業療法士	常勤	名

#### 3. 営業日および営業時間

営業日	月～金曜日 9時～17時 土曜日 9時～12時
休業日	日曜日・国民の祝日 12月30日～1月3日

希望される方は、24時間緊急時対応可能（加算料金）です。

携帯電話番号は別紙にて説明いたします。

#### 4. 利用料金について

(利用料)

介護保険、医療保険からの給付サービスを利用される場合は負担割合証に記載されている割合での負担となります。別表の料金の基本となる時間は、居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準としています。（ただし、介護保険の給付範囲を越えたサービスは、超えた分の全額を自己負担となります）

90分を超えた場合は、30分につき1,500円を保険外の自費で請求させていただきます。契約されている方については、外来受診や外出の同行等は自費サービスを設定しております。

(キャンセル料)

利用予定日の直前や訪問後にサービス提供をキャンセルされた場合は、キャンセル料（1,000円）を頂きます。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合のキャンセル料は不要です。

(利用料金の支払い方法)

前月分の請求書を毎月10日前後の訪問時に持参いたします。

27日に自動引き落としを致します。(集金委託先；三菱UFJファクター株式会社)

入金確認後、領収書を持参いたします。

銀行口座等のご変更の場合は、至急お知らせください。

#### 5. 緊急時・事故発生時の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、適切な処置を行うと共に家族、主治医や救急隊、介護支援専門員等へ連絡いたします。

#### 6. 事業所の基本方針とサービス内容について

(1)訪問看護は看護師等(看護師、理学療法士、作業療法士)が利用者の自宅において可能な限りその方の有する能力に応じて少しでも自立した日常生活が営まれるよう、療養上のお世話や診療の補助を行います。

(2)事業者は利用者の意思を尊重し、心身の状況、療養環境に応じて、主治医の指示とケアプランをもとに訪問看護計画を立て看護サービスを行います。

(3)具体的なサービス内容

- ・ 病状観察
- ・ 清潔の援助  
(入浴介助、清拭、洗髪、部分浴、更衣、オムツ交換、口腔ケア等)
- ・ 褥創(床ずれ)の予防、手当て
- ・ 排泄の援助
- ・ 医療器具、カテーテルなどの管理
- ・ リハビリテーション
- ・ ターミナルケア(終末期の看護)
- ・ エンゼルケア
- ・ ご家族への介護相談、介護指導、健康相談など
- ・ その他、主治医からの指示によるもの(点滴、静脈注射など)

## 7. サービス内容に関する苦情

### (1) ご利用者様の相談・苦情担当

\*当ステーションのサービスに関するご相談・苦情について承ります。

事業所名： ふれあい訪問看護ステーション

住所： 福岡市早良区野芥1丁目2-36

電話番号： 092-864-9228 FAX番号： 092-865-2440

時間外は留守番電話になります。お急ぎでなければ、翌日ご連絡ください。

管理者： 吉岡 美紀

(2) その他、当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡市内窓口：各区 福祉・介護保険課

早良区：092-833-4352

城南区：092-833-4102

西区：092-895-7063

国民健康保険団体連合会：092-642-7859

## 8. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための対策を取っています。

(1) 虐待防止責任者を選任しています。 吉岡 美紀

(2) 苦情解決のための体制を取ります。

(3) 研修などを通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

(4) サービスの提供中に、介護従事者や養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します。

## 9. サービスにあたっての留意事項

(1) 訪問時に使用した介護用品及び、物品は自費となります。医療保険・自費で訪問する場合、近隣の駐車場を使用させていただく際は、駐車場料金を頂きます。

死後の処置料（15,000円）は全額自己負担となっております。

### (2) キャンセル

ご利用様がなんらかの理由でサービスの利用を中止される際にはお手数ですが早めにご連絡ください。また、ご利用者様の容態の急変など緊急やむをえない事情がある場合もご連絡下さい。

(3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、金銭管理、貸借等の取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。

また看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはお断りさせていただきます。

(4) スマートフォン等の利用の制限

携帯電話その他周辺機器を用いて、看護師等の様子を写真や動画で投稿することはお控え願います。また、看護師等の氏名等の個人情報を、ブログやSNS上で公開する等の行為は、個人情報やプライバシーを害することとなるためお控え下さい。

(5) ハラスメントの禁止

利用者・家族から看護師等へのいわゆるセクシャルハラスメントや、大声での恫喝、過剰な要求など相手に不安感や恐怖心を与える行為は違法であり、そのようなことが起きないようにご配慮をお願いいたします。サービスの中断や契約を解除させていただく場合もございます。信頼関係を築くためにもご協力お願い致します。

(6) ペットの件

安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけて頂くか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いいたします。職員がペットに噛まれた場合、治療費などのご相談をさせて頂く場合がございます。

(7) 感染症及び非常災害時において

感染症のまん延を予防していきませんが、感染症の拡大及び非常災害時によって、当事業所の事業の継続が困難になる場合は、事業継続計画によって必要最小限のサービスへの変更、日程の変更を行う可能性があります。当事業所において事業が存続できない場合は、主治医や介護支援専門員と連携の上、周囲の他の事業所にサービスを依頼する可能性があります。

## (個人情報保護の利用目的)

### 第14条

ふれあい訪問看護ステーションは、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定し、あらかじめ利用者本人（病状によりその判断ができない場合等は、その家族）の同意を得て必要な範囲内での利用者、その家族及び代理人の個人情報を取り扱います。

#### 【利用者への訪問看護サービスの提供に必要な利用目的】

1) 当事業所内部での個人情報利用目的

① 当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービス全般

② 医療保険及び介護保険事務

③ 訪問看護サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次のもの

・ 開始・中止等の管理 ・ 会計、経理 ・ 事故等の報告



- 2) 他の医療・保険・福祉機関への情報提供を伴う個人情報利用目的
  - ①当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービスのうち
    - ・利用者に関わる他の医療・保健・福祉機関との連携、照会への回答
    - ・利用者の診療等にあたり、医師の指示を受ける場合
    - ・家族等への心身の状況説明
  - ②保険事務での個人情報利用目的
    - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
    - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
  - ③ 損害賠償責任保険等による保険会社等への相談又は届出等

#### 【上記以外での利用目的】

- 1) 当事業所内部での訪問看護サービス利用に関わる利用目的
  - ①当事業所の管理運營業務のうち次のもの
    - ・訪問看護サービスや業務の維持・改善の基礎材料
    - ・当事業所等において行われる学生等の実習への協力
    - ・学会等への利用
- 2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
  - ①当事業所の管理運營業務のうち
    - ・外部監査機関への情報提供

#### 【個人情報の利用及び第三者への提供について】

当事業所では、利用者及びその家族から提供いただいた個人情報に関し、上記の利用目的の範囲を超えて当該個人情報を利用することはありません。又、利用者及びその家族から提供いただいた個人情報を「本人の同意がある場合」や「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示、提供することはありません。

#### 【個人情報の保護と管理及びその問合せ】

利用者から提供いただいた個人情報については、不正アクセス、紛失、漏洩等を防止するために適切な安全対策を講じています。

個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求ならびにその取り扱いに関しては管理者までご連絡ください。

- 原則として、利用者本人又はその主介護者以外の方からの、電話での問合せには応じられません。契約の時点で電話問合せ範囲等を確認させていただきますのでご了承ください。電話での問合せに関しましては、契約範囲内の方であることを、生年月日等で確認させていただく場合があります。

(契約外条項)

第15条

1. 利用者および事業者は信義誠実をもって本契約を履行します。
2. 本契約に規程のない事項については、介護保険法等関連法の規定を尊重し、利用者および事業者の協議に基づき定めます。
3. 上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約年月日 令和 年 月 日

事業者は、上記のとおり契約の内容及び重要事項、個人情報取り扱いについて説明しました。

事業者は利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者 : 社会医療法人福西会 ふれあい訪問看護ステーション

住 所 : 福岡市早良区野芥1丁目2-36

管理者氏名 : 吉岡 美紀

説明者 :

私は、事業者より上記の契約内容及び重要事項、個人情報取り扱いについて説明を受け、内容を確認し、同意しました。

(利用者) 氏名 :

(署名代行者 : )

住所 :

(家族・代理人) 氏名 : (印)

<続柄>

住所 :

## 同意書

(24 時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算、特別管理加算、  
長時間訪問看護加算、複数名看護加算、情報提供書、  
ターミナル加算・ターミナルケア療養費)

- 緊急時夜間等に、相談または訪問看護を利用するため、24 時間対応体制加算・  
緊急時対応体制加算を算定することに同意します。
- 病気の状態から（ ）管理が必要なため、特別管理加算を算  
定することに同意します。
- 長時間の訪問を要する場合に対し、1 回の訪問が 90 分を超えた場合、  
週 1 回の長時間訪問看護加算を算定することを同意します。
- 必要があって同時に複数の看護師による指定訪問看護を実施した場合、  
複数名訪問看護加算を算定することに同意します。
- 訪問看護の情報が必要な時、保健所や病院等に提供することに同意します。
- 人生の最期の過ごし方について、支援していくため、ターミナル療養費を算定  
することに同意します。

年 月 日

利用者氏名	
利用者住所	

同意者氏名		続柄
同意者住所		

ふれあい訪問看護ステーション 管理者 吉岡 美紀